

<本日の配布資料>

- ① 採用手続きマニュアル
- ② 奨学生証
- ③ 返還誓約書
- ④ 奨学生のしおり
- ⑤ 返還誓約書記載事項訂正届
- ⑥ スカラネットパーソナルについて
- ⑦ 保証依頼書（機関保証のみ）
- ⑧ その他の書類（該当者のみ）

日本学生支援機構奨学金 手続きマニュアル③- 1

「採用手続きマニュアル」

★ このマニュアルは、保護者にも必ず読んでもらってください

高校からの予約者

【採用者説明会用】

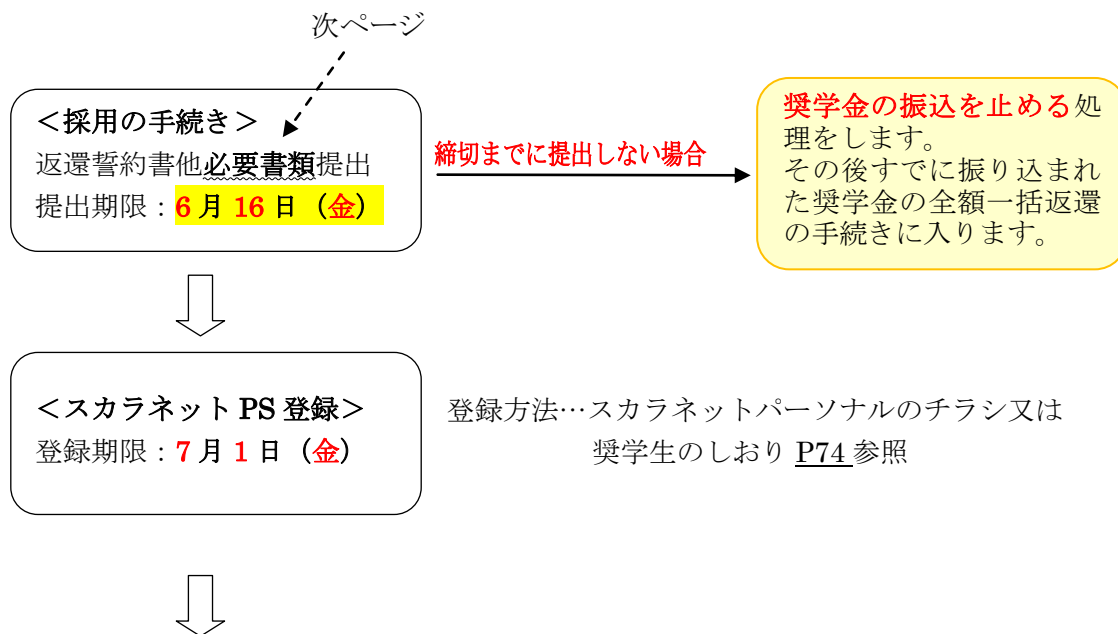
(5月)

目次

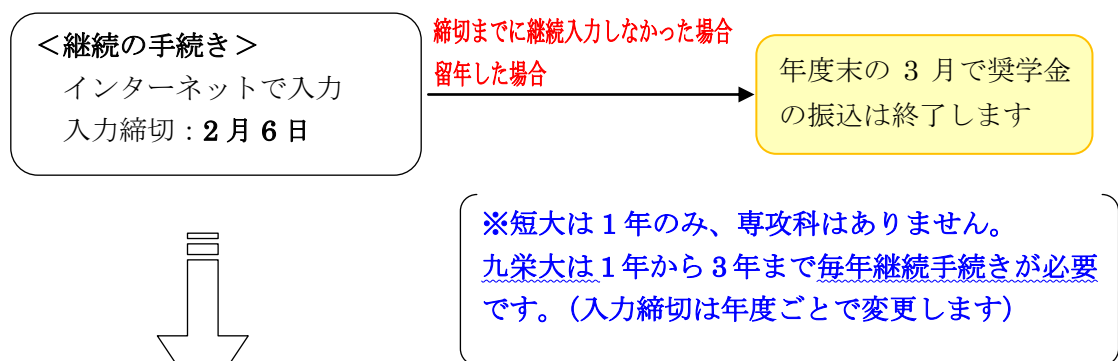
1. 採用から返還までの流れ	1
2. 提出書類について	2
3. 提出期限について	3
4. 提出場所について	3
5. 「返還誓約書」作成について	4
6. 「返還誓約書」に訂正がある場合の訂正（変更）方法について	6
7. 「返還誓約書記載事項訂正届」記入についての注意事項	9
8. 「保証依頼書」の記入について（機関保証）	10
9. 奨学金振込日について	11
10. 貸与月額の変更について	11

1. 採用から返還までの流れ

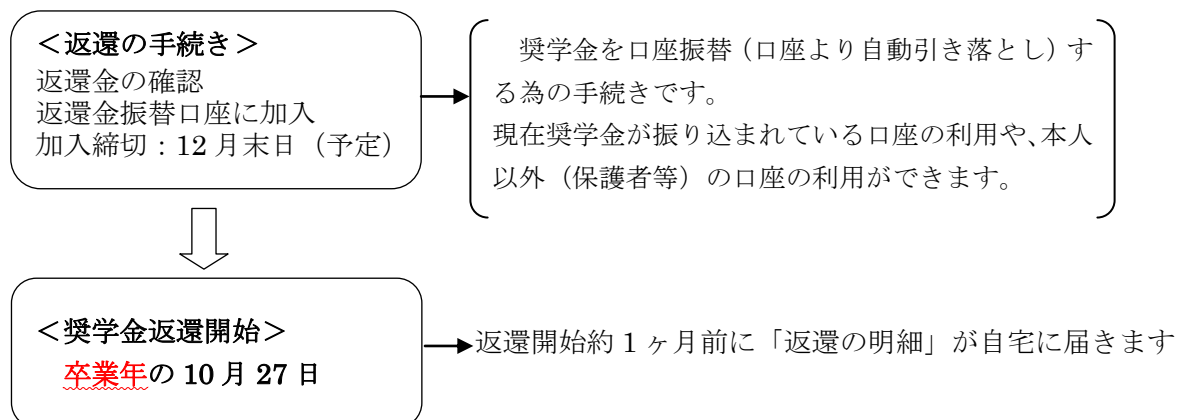
(1) 【採用説明会】 5月



(2) 【継続説明会】 12月又は1月の予定



(3) 【返還説明会】 卒業する年の11月の予定



2. 提出書類について

人的保証

【注意】
＜提出書類＞
返還誓約書が **2 部**
ある場合、すべての
書類が **2 部**必要で
す

(1) 基本要件を満たしている保証人を選択した場合

- ① **返還誓約書【提出用】** (2枚目の複写は本人控、返還終了まで保管)
- ② **学生本人の住民票の写し<住民票抄本>** (コピー不可)
 - 個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの
 - 住民票、住民票記載事項証明書、世帯全員の住民票、奨学生本人のみの住民票のうち、どれでも構いません。(本籍や続柄は不要)
- ③ **連帯保証人の印鑑登録証明書** (コピー不可)
- ④ **保証人の印鑑登録証明書** (コピー不可)
- ⑤ **連帯保証人の収入に関する証明書** (コピー可) **A4サイズ**で提出してください
 - 平成 28 年分の証明書を次ページの【収入に関する証明書一覧表】の内容に応じて提出してください。

(2) 基本要件を満たしていない保証人を選択した場合

- 65 歳以上の祖父母、4 親等以内でない親族、離婚した父、知人等を選択している場合は、上記 (1) の①～⑤の書類とあわせて下記の書類が必要です。
- ① **返還保証書**
 - 「返還保証書」を書き損じた場合は、奨学生のしおり **P22** をコピーしてください。
(記入例：奨学生のしおり **P23** 参照)
 - ② **保証人の収入に関する証明書** (コピー可) **A4サイズ**で提出してください
 - 基本要件を満たしていない保証人を選定した (返還誓約書の右下添付書類項目に「5 保証人の返還保証書及び証明書類」と記載) 場合は必要です。(奨学生のしおり **P15** 参照)
 - 平成 28 年分の証明書を次ページの【収入に関する証明書一覧表】の内容に応じて提出してください。

機関保証

- ① **返還誓約書【提出用】**
- ② **学生本人の住民票の写し<住民票抄本>** (コピー不可)
 - 個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの
 - 住民票、住民票記載事項証明書、世帯全員の住民票、奨学生本人のみの住民票のうち、どれでも構いません。(本籍や続柄は必要ありません)
- ③ **保証依頼書** (兼保証委託契約書)

※①と③は複写式になっています。本人控は返還終了まで保管しておいてください。

該当者のみ

- ① **返還誓約書記載事項訂正届**
 - 訂正や変更 (**P7**～**P9**に該当) がある場合提出してください。

【収入に関する証明書一覧表】 下記の中からいずれか選択して提出してください（人的保証のみ）

収入の状態・状況	証明書等	発行所
(1) 給与所得 (給料・賃金・役員報酬等)	「源泉徴収票」のコピーもしくは「所得証明書」 ※源泉徴収票は紛失の恐れがありますので、A4 サイズのコピーで提出してください(拡大は不要です)	源泉徴収票； →勤務先
(2) 給与所得以外 (自営業等)	「確定申告書(控)」のコピー（税務署の受付印があるもの）もしくは「所得証明書」 <確定申告(控)の際の注意点> 電子申告を自宅で行った場合は、受付番号の表示がある「申告内容確認票」に結果（受信通知：「メール詳細」画面）又は「即時通知」を添付して提出ください。 電子申告を税務署で行った場合は、税務署に設置されたプリンタにより出力した、受付番号の表示がある「申告内容確認票」（「本人用」と印字有り）を提出してください。	所得証明書； →在住市区町村 平成 28 年分の証明書は、市区町村によりますが、概ね平成 29 年 6 月上旬以降の発行となります。 確定申告書(控)； →税務署
(3) 確定申告書(控)の提出 ができない場合	納税証明書(その2) ※納税証明書(その1)は納税額のみ記載のため不可	税務署
(4) 年金 (恩給・老齢年金・遺族年金等)	「年金振込通知書」もしくは「年金額改定通知書」	日本年金機構等
(5) 前年途中・当年に就職した 場合	年収見込証明書	勤務先
(6) 生活保護受給者	保護決定(変更)通知 ※生活保護適用証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。	福祉事務所
(7) 上記の書類が提出できない 場合	「課税証明書」もしくは「非課税証明書」	在住市区町村

<証明書の有効期限について>

※証明書の有効期限（学校提出日より遡って3か月以内）が切れていても、進学届入力等の為にすでに取得している証明書は、提出書類として使用して構いません。

証明書…住民票の写し、連帯保証人・保証人の印鑑証明書、収入に関する証明書

3. 提出期限について **6月16日(金) 17:30 厳守**

4. 提出場所について 北区キャンパス 1号館 1階 学生部 学生指導課

5. 「返還誓約書」作成について

<p>【注意】 <記入> 黒又は青のボールペンを使用 消えるボールペン使用不可 正式名を署名 学生は住民票と同じ字体</p>	<p>【注意】 <印鑑> 朱肉で鮮明に押す スタンプ印不可</p>	<p>【注意】 <返還方法> 月賦返還か併用返還を選択し、○を必ずつける (下記★参照)</p>	<p>【注意】 <記入・訂正> 詳細は「奨学生のしおり」参照 (P24~P33)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(一部抜粋)

返 還 誓 約 書 (兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

返還誓約書の誓約日

平成 29年 5月 1日 ★

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

<p>正式署名例) 印字 : (末広 花子) ↓ 署名 : 末広 花子</p>	奨学生本人	奨学生番号 817-04-000000	CD 7 001
	在学校	〇〇〇大学	
	住所	〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	
	電話番号	093-561-9999	携帯電話番号 080-0000-1111
		氏名 (末広 花子)	フリガナ スエヒロ ハナコ
		末広 花子	
		平成 10年11月21日生 性別 女	
		印	

返還の条件	返還期日	返還回数	初回割賦額	割賦額	最終割賦額
月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16769円
併用返還 1	月賦返還選択時の総支払額 (利子込み) 3018568円				
併用返還 2	月 賦 分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
	半 年 賦 分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
	併用返還選択時の総支払額 (利子込み) 3019908円				

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直しされます。）
 注：利率が未確定のため、返還の方法（目安）は、上限利率の年3.0%で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了後に送付される通知でご確認ください。

★
 月賦返還…毎月返還
 併用返還…毎月返還と年2回返還
 (1月と7月)
 ※今回決めた返還方法は原則変更できません

【注意】
<記入>
 なぞり書き、修正テープ使用、紙を貼る、カッターで削る等した場合は、**再提出しなければなりません**

【注意】
<印鑑>
 全員同じ書体（印影）スタンプ印使用、印影が薄い、ぶれている場合は、**再提出しなければなりません**

【注意】人的保証
<署名>
 印鑑証明書と同一字体
<印鑑・生年月日>
 印鑑証明書と合致しているか確認

**人的保証
記入要領**

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	電話番号 093-561-9999 氏名 (末弘 太郎) フリガナ スエヒロ タロウ	携帯電話番号 080-0000-1234	実印	
	署名 父が署名	続柄 父	昭和 33年11月2日生	実印	父の 実印
	勤務先 ㈱筑紫商店	電話番号 093-561-1234			
保証人	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 5-5	電話番号 093-561-5678 氏名 (末弘 二郎) フリガナ スエヒロ ジロウ	携帯電話番号 090-0000-5678	実印	
	署名 おじが署名	続柄 おじ	昭和 32年1月2日生	実印	おじの 実印
	勤務先 筑紫食品㈱	電話番号 093-561-2222			
親権者 (2)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	電話番号 093-561-9999 氏名 (末弘 桃子) フリガナ スエヒロ モモコ	携帯電話番号 080-0000-3333	印	
	署名 母が署名	続柄 母	**年 **月 **日生	印	母の 印鑑

**機関保証
記入要領**

親権者 (1)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	電話番号 093-561-9999 氏名 (末弘 太郎) フリガナ スエヒロ タロウ	携帯電話番号 080-0000-1234	印	
	署名 父が署名	続柄 父	**年 **月 **日生	印	父の 印鑑
	勤務先 *****記入不要*****	電話番号 *****			
親権者 (2)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505	電話番号 093-561-9999 氏名 (末弘 桃子) フリガナ スエヒロ モモコ	携帯電話番号 080-0000-3333	印	
	署名 母が署名	続柄 母	**年 **月 **日生	印	母の 印鑑
	勤務先 *****記入不要*****	電話番号 *****			
本人 以外の 連絡先	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 2-3	電話番号 093-561-1111 氏名 (末弘 二郎) フリガナ スエヒロ ジロウ	携帯電話番号 080-0000-9999	印	
	署名 おじが署名	続柄 おじ	昭和 45年3月3日生	***	

6. 「返還誓約書」に訂正（変更）がある場合の訂正（変更）方法について

(例①) 住民票・印鑑登録証明書に記載の氏名と違う漢字で署名してしまった

連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505		
	電話番号 093-561-9999	携帯電話番号 080-0000-1234	
氏名 (末弘 太郎)	フリガナ スエヒロ タロウ	実印	
署名	② 末弘太郎 ① 末廣太郎	③	実印
続柄 父	昭和 33年11月2日生		
勤務先 ㈱筑紫商店	電話番号 093-561-1234		

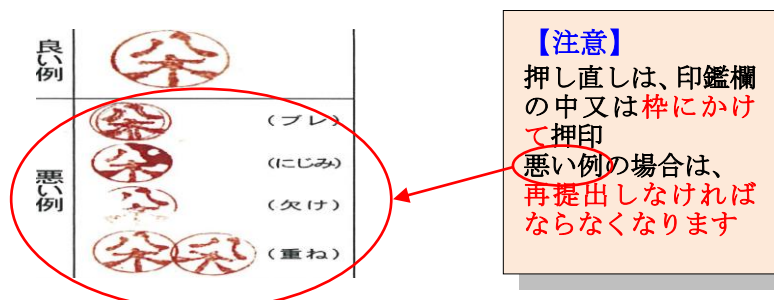
【注意】 署名の書き直しは、氏名の欄でおこなってください。

①に署名できない場合は、②③の順に署名できる箇所を選んで署名してください。特に②に署名する場合、必ずピンク色（署名欄）に字がかかる様に署名してください。（奨学生のしおり P33参照）
なお、印字されている字体（末弘太郎）との相違は間違いではありません。

例えば、印字は（末広太郎）で、印鑑登録証明書では（末廣太郎）の場合、印字の（末広太郎）を消して訂正する必要はありません。署名欄は、末廣太郎と正式名を署名してください。

字体の相違の具体例・・・末広と末廣、長浜と長濱など

(例②) 印鑑が違っていた・鮮明でなかった等



連帯保証人 親権者 (1)	住所 〒803 ー 0846 福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505		
	電話番号 093-561-9999	携帯電話番号 080-0000-1234	
氏名 (末弘 太郎)	フリガナ スエヒロ タロウ	実印	
署名	父が署名	実印	印
続柄 父	昭和 33年11月2日生		
勤務先 ㈱筑紫商店	電話番号 093-561-1234		

次の(例1)～(例7)に該当する場合は、「返還誓約書」と「返還誓約書記載事項訂正届」が必要です。

(例1) 住所を間違えて入力した

[住所を2回繰り返し入力・入力した住所と印鑑登録証明書の住所が違う等]

返還誓約書に署名・押印し、住所を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印とし、正しい住所を記入します。下記の例は、連帯保証人・親権者(1)ですが、該当者全員の共通の訂正方法です。

連帯保証人 親権者 (1)	住所	〒803-8511 福岡県北九州市小倉北区下道津5-1-1 筑紫ハイツ505	〒803-8511 福岡県北九州市小倉北区下道津5-1-1 筑紫ハイツ505
	電話番号	093-561-9999	携帯電話番号 080-0000-1234
	氏名	(末弘 太郎) フリガナ スエヒロ タロウ	署名 父が署名
	続柄	父	昭和 33年11月2日生
	勤務先	㈱筑紫商店	電話番号 093-561-1234
			実印 実印

学生本人の住所は、住民票の住所です。間違いが多くみられますので、特に確認してください。番地、号、アパート名、号室については「- (ハイフン)」表記になっていても構いません。

<「返還誓約書記載事項訂正届」が不要の場合の具体例>

入力は「小倉北区下道津 5-1-1」、住民票の表記は「小倉北区下道津 5 丁目 1 番 1 号」

<「返還誓約書記載事項訂正届」が必要な場合の具体例>

入力は「小倉北区下道津 5-1-1」、住民票の表記は「小倉北区下道津 5 丁目 1 番 1 号 筑紫ハイツ 505」

(例2) 選任条件を満たさない人を誤って入力してしまった

<人物の訂正>

例えば、保証人に選任できない「母」を入力してしまった場合は、返還誓約書の印字を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印とし、正しい保証人が署名してください。

(例3) 改姓等により印字された氏名(漢字・カナ)と違っている

<人物の訂正>

印字された氏名(漢字・カナ)が違っている場合(字体の相違は間違いではありません)は、印字氏名(漢字・フリガナ両方とも)を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印とし、正しい氏名を記入します。

連帯保証人や保証人は印鑑登録証明書に記載された通りの氏名、連絡先・親権者については現在の正しい氏名で自署してください。

※「改氏名届」を学生指導課に提出してください。用紙は学生指導課にあります。(奨学生のしおり P32参照)

(例4) 親権者が2名いるのに1名しか入力しなかった…親権者(2)の入力もれ

<印字されていない親権者(2)「該当者」の追加>

該当者(下記の例は母)が、「返還誓約書」の全ての項目を記入、署名押印してください。

親権者 (2)	住所 〒 —		
	電話番号	携帯電話番号	印
	氏名 フリガナ		
	署名		
	続柄	**年 **月 **日生	



親権者 (2)	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下到尾津5丁目 1-1 筑紫ハイツ505		
	電話番号 093-561-9999	携帯電話番号080-0000-0000	印
	氏名 (末弘 桃子) フリガナ	スヒロ モモ	
	署名 末弘 桃子		印
	続柄 母	**年 **月 **日生	

【注意】
母にすべての項目を記入、署名・押印してもらってください

(例5) エラーや入力もれのため、印字されていない

前記以外に、例えば不正な文字入力によるエラーの為空白の場合や、保証人等の住所・続柄・電話番号・勤務先等がもれていれば「返還誓約書」に書き込んでください。

なお、続柄が「その他()」になっている場合は、返還誓約書に具体的な続柄を必ず書き込んでください。

例：その他(離婚した父)、(知人)

(例6) 保証人のおじの名前を間違えて入力した(間違っていた 筑紫 二郎 正式名 筑紫 二郎)

<印字された保証人「該当者」の氏名の訂正>

印字を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印とし、横に正しい氏名を記入、再度署名欄に正しい氏名で署名してください。

保証人のおじを例にしていますが連帯保証人・親権者・連絡先(機関保証)共通の訂正方法です。

保証人	住所 〒803 — 0846 福岡県北九州市小倉北区下到尾津5丁目 5-5		
	電話番号 093-561-5678	携帯電話番号 090-0000-5678	
	氏名 (筑紫 二郎) 筑紫 二郎 フリガナ	チクシ ジョウ	実印
	署名 筑紫 二郎		実印
	続柄 おじ	昭和 32年1月2日生	
	勤務先 筑紫食品(株)	電話番号 093-561-2222	

【注意】 印字と印鑑登録証明書の字体が違う場合は、間違いではありません。

(例7) 当初お願いしたおじに保証人を断られた

<新たな連帯保証人(保証人)を選任できる場合>(人物の変更)

- やむを得ない事由(死亡・破産・意識不明・行方不明・債務保証を拒否)に限り例外として変更を認めます。
- 返還誓約書の入力した保証人の印字を全て二重線で削除し、新たな保証人が押印欄に押印した印を訂正印とし、二重線の上に押印し、訂正後の情報を余白に正しく記入してください。

<新たな連帯保証人(保証人)が選任できない場合>(保証の変更)

- 返還誓約書に、奨学生本人及び親権者(「連帯保証人 親権者(1)」及び「親権者(2)」欄)が署名押印してください。
- 右下の「***」欄に「連絡先」と記入(「***」欄を「連絡先」欄として扱う)したうえで、「連絡先」となる人物が署名欄内の余白に署名(住所等の記入は不要)してください。
- 「返還誓約書記載事項訂正届」(様式25)には、奨学生本人と「連絡先」となる人物が必要事項を記入してください。
- 債務保証を拒否された(保証人を断られた)場合は、保証料を納入することにより機関保証に変更することができます。
- 「保証の変更依頼書」「返還誓約書記載事項訂正届(様式25)」「返還誓約書」「奨学生本人の住民票(原本)」が必要です。学生指導課に申し出てください。

7. 「返還誓約書記載事項訂正届」(別紙)記入についての注意事項

- ① 返還誓約書に変更・訂正がある場合、あわせて提出してください。
- ② 「返還誓約書記載事項訂正届」の裏面の注意書きを見て作成してください。
- ③ 変更(訂正)事由の記入もれに注意してください。
例) 内容訂正の場合…「住所の訂正のため」「氏名の訂正のため」「入力もれのため」等
人物変更の場合…「前保証人に署名を拒否されたため」「保証人が行方不明になったため」等
- ④ 続柄欄のコード番号の記入もれに注意してください。(訂正届の裏面に記載されています)
- ⑤ *****の部分は、記入不要部分ですので、「返還誓約書記載事項訂正届」は必要ありません
- ⑥ 「返還誓約書記載事項訂正届」の訂正はできませんので、書き直しをしてください。予備の用紙が学生指導課にありますので、希望者は申し出てください。

8. 「保証依頼書」の記入について（機関保証加入者）

【注意】
<日付>★
 すべて返還誓約書の誓約日
<署名>
 学生は住民票と同じ字体

【注意】
<記入>
 なぞり書き、修正テープ使用、紙を貼る、カッターで削るは不可
再提出しなければなりません

【注意】
<印鑑>
 全員同じ書体（印影）スタンプ印使用、印影が薄い、ぶれている場合は、**再提出しなければなりません**

【注意】
<訂正方法>
 定規を使用し、二重線で削除、押印欄の押印した印を訂正印とし、上部又は余白に正しく記入してください

【注意】
<保証依頼書>
 返還誓約書が2部ある場合、奨学生番号ごとに2部必要です

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)
(記入要領)

申込日 平成 年 月 日 ★

返還誓約書に印字された日付を記入)

奨学生番号はハイフンは不要

大学は学部と学科記入、学部と学科に○

短大は学科を記入、学科に○

学 校 名	東筑紫短期大学	奨学生番号	81604000000
学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(課程)	学籍番号	173999
フリガナ	カタカナで記入		
氏 名	学生が署名・押印	印	学生の印鑑
現住所	住民票を移して(変更)いなくても現住所を記入		
電話番号	電話番号はハイフンを省略しても構いません		

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
 公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

依頼日 平成 年 月 日 ★

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人(自署)	氏名(必ず記入)	学生が署名・押印	印	学生の印鑑
	現住所(必ず記入)	住民票を移して(変更)いなくても現住所を記入(同上と記入不可)		

③ 親権者(後見人)同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
 公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

同意日 平成 年 月 日 ★

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

親権者・後見人自署	氏名(父・後見人)	父が署名・押印	印	父の印鑑
	現住所	現住所を記入(同上と記入不可)		
	電話番号			
親権者(自署)	氏名(母)	母が署名・押印	印	母の印鑑
	現住所	現住所を記入(同上と記入不可)		
	電話番号			

いずれかの方がいない場合、一人の方が署名・押印してください

マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
 本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者(父及び母)がそれぞれ自署・押印(いずれかいない場合は一人)してください。後見人の場合は、後見人が自署・押印してください。
 この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出

※ 用紙の予備があります。書き直し等あれば学生指導課に申し出てください。

9. 奨学金振込日について

- ① 毎月 11 日が振込日ですが、4 月は 4 月 21 日、5 月は 5 月 16 日です。
但し、金融機関が休日の場合（土曜、日曜、祝日）その前営業日に入金されます。
- ② 卒業年の 3 月は入金がありません。2 月に 2 月分と 3 月分がまとめて入金されます。

◆奨学金振込予定表◆

区分	入金日	区分	入金日	区分	入金日
4 月分	4 月 21 日	8 月分	8 月 10 日	12 月分	12 月 11 日
5 月分	5 月 16 日	9 月分	9 月 11 日	1 月分	1 月 11 日
6 月分	6 月 11 日	10 月分	10 月 11 日	2 月分	2 月 10 日
7 月分	7 月 11 日	11 月分	11 月 11 日	3 月分	3 月 11 日

10. 貸与月額の変更について（返還誓約書提出後から変更できます）

- ① 6 月分から増額を希望する場合は、学生指導課に申し出てください。
特に「自宅外通学者」や「人的保証選択者」で、保証人が遠方の場合等あれば、返還誓約書に署名、印鑑証明書を準備して頂く前に申し出てください。「月額変更願」も一緒に連帯保証人や保証人に送付し、署名・捺印してもらってください。
6 月 5 日までに返還誓約書と一緒に提出すれば、7 月 11 日に変更されます。（下記⑥の例 1 参照）
貸与月額変更願の用紙は、学生指導課にあります。増額希望者には、変更された貸与総額（シミュレーション用紙）の用紙も配布します。
- ② 増額は「月額変更願」を学校に提出した月以降で、本人が希望する月からできます。
なお、人的保証は、**提出のつど、連帯保証人と保証人の印鑑証明書と署名・実印押印が必要です。**
（減額の場合印鑑証明書は不要）
なお、機関保証は、増額減額とも印鑑証明書は必要ありません。
- ③ 月額変更願は、学生本人が未成年の場合は、人的保証、機関保証とも「親権者の署名・押印」が必要です。
- ④ 必要に応じて貸与月額を変更することは可能ですが、短期間に増額、減額を繰り返すことや、一時的な理由によるものは認められません。
なお、入学時特別増額奨学金は増額も減額もできません。
- ⑤ 減額の場合遡って減額できます。
例えば、月額変更願の提出日が 7 月であっても、4 月分から減額できます。
但し、貸与月額と減額時期により、希望通り遡って減額ができない場合があります。学生指導課にお尋ねください。
- ⑥ 「貸与月額変更願」の提出期限（学内締切）は、**毎月 5 日（5 日が休日の場合はその前日）**です。
但し、卒業年の最終提出期限は、**12 月 24 日**となっていますので、それ以降は変更できません。
貸与月額変更願の提出日により、下記ようになります。

例 1) 月額変更願提出日：6 月 5 日（6 月分から増額を希望）

7 月 11 日に変更され、6 月分の増額分が 7 月分と一緒に入金されます。

例 2) 月額変更願提出日：6 月 20 日（6 月分から増額を希望）

8 月 11 日に変更され、6・7 月分の増額分が 8 月分と一緒に入金されます。